平成２２年度

食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書

栃 木 県

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成１８年栃木県条例第３９号）第１８条の規定により、食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出します。

平成２３年9月２０日

栃木県知事　福田　富一

ここから(両)　②

目　　　　次

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　基本計画に基づく事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　平成22年度の事業実績及び達成状況
(1)達成状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)事業実績及び達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　3年間の主な成果及び残された主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・5

5　事業の実績
基本目標1　生産段階における安全と信頼の確保
(1)　安全な農産物の生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(2)　生産者等に対する監視指導の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(3)　トレーサビリティの考え方の導入促進・・・・・・・・・・・・・・・12
基本目標2　製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保
(1)　食品営業者等による自主衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2)　食品営業者等に対する監視指導の強化・・・・・・・・・・・・・・・16
(3)　食品表示の適正化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
基本目標3　消費段階における安全と信頼の確保
(1)　食品の安全性に関する理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(2)　消費者相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(3)　食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
基本目標4　県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立
(1)　食品に関する情報共有の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(2)　リスクコミュニケーションの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(3)　事業者と消費者の相互理解の推進と支援・・・・・・・・・・・・・・・30
基本目標5　食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化
(1)　食品安全行政の総合的推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
(2)　監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成・・・・・・・・34
(3)　安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進・36
(4)　健康危機管理体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

Ⅲ　危害情報の申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

Ⅳ　施策の提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

Ⅴ　とちぎ食の安全・安心推進会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・39

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

Ⅰ　はじめに

この報告書は、「とちぎ食の安全･安心･信頼性の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第１８条の規定により、県が平成２２年度に「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づいて講じた施策を、県議会に報告し、県民に公表するものです。

◎ 指標を設定した項目を一覧にまとめ、年度目標の達成状況について評価を行いました。

◎ 基本計画の基本目標ごとに平成２２年度に講じた個別の事業内容と実績を記載しました。

◎ 今後目標を達成するために取り組む内容について、施策の展開として取りまとめました。

Ⅱ　基本計画に基づく事業の実施状況

1　基本計画について

(1) 趣旨

条例の基本理念に基づき、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進する。

○条例の基本理念（第３条）要旨

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に県・事業者が必要な措置を講ずる
2. 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、信頼の下に取り組む
3. 科学的知見に基づき、県が国・市町と連携協力して適切な施策を講ずる
4. 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図る
5. 食品の生産及び流通の過程において循環型社会の視点に配慮する

(2) 計画の期間

平成20年度から平成22年度までの3か年

(3) 計画の基本的な考え方

○食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保

○関係者の相互理解と協働の推進

○食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携

2 施策体系図

基本目標	施策目標	施策の展開（個別事業）	条例の該当条項
1 生産段階における安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産	・農薬の適正な使用推進（経営技術課） ・GAPの推進強化（経営技術課・林業振興課） ・家畜生産衛生の向上（畜産振興課） ・特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課） ・環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）	7条 9条 10条 15条
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	・農薬販売者等への立入検査強化（経営技術課・薬務課） ・畜産における監視・指導（畜産振興課） ・養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）	
	(3)トレーサビリティの考え方の導入促進	・農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課） ・家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）	
2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	(1)食品営業者等による自主衛生管理	・食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課） ・「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課） ・産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課） ・学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課）	7条 9条 10条 15条
	(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	・計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課・健康増進課） ・学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課） ・無承認無許可医薬品の監視指導実施（薬務課）	
	(3)食品表示の適正化の推進	・食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課） ・適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）	
3 消費段階における安全と信頼の確保	(1)食品の安全性に関する理解促進	・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課・くらし安全安心課） ・各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課） ・地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課・健康増進課）	7条 13条 16条 17条
	(2)消費者相談体制の充実	・食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課） ・食と農に対する理解促進（農政課）	
	(3)食育の推進	・食育の普及啓発（農政課・健康増進課） ・子どものころからの食育の推進（農政課・健康増進課・健康福利課・文書学事課・生活衛生課） ・環境にやさしい食生活の促進（農政課・農村振興課）	
4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立	(1)食品に関する情報共有の促進	・食品の安全性に関する情報公開の推進（生活衛生課） ・食品衛生情報の共有（生活衛生課） ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）	11条 13条
	(2)リスクコミュニケーションの推進	・意見交換による相互理解の推進（生活衛生課・経済流通課） ・リスクコミュニケーターの育成と活用（生活衛生課）	
	(3)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	・食に関する体験機会の拡大（農政課・経営技術課・畜産振興課） ・消費者と事業者の理解促進（農政課・生活衛生課） ・地産地消運動の展開（農政課・農村振興課・経済流通課）	
5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化	(1)食品安全行政の総合的推進	・総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課） ・県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課） ・地域における農産物の安全・安心対策（経営技術課） ・他機関との連携（生活衛生課）	12条 14条 17条 19条
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	・リスクコミュニケーターの育成（生活衛生課） ・食品衛生推進員の充実（生活衛生課） ・農薬管理指導士等の養成（経営技術課） ・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課・畜産振興課）	
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	・残留農薬検査の効率化（生活衛生課） ・環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課） ・畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課） ・免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）	
	(4)健康危機管理体制の強化	・健康危機管理体制の強化	

3　平成２２年度の事業実績及び達成状況

（1）達成状況の概要

本計画では、条例の基本理念に基づき、生産から消費に至る各段階における施策を総合的かつ計画的に推進するため、5つの基本目標、16の施策目標を掲げ、48の個別事業を実施しました。

48の個別事業のうち、指標を設定した23項目（うち1項目は評価不能）について達成状況を見ると、年度目標を達成したもの（○）が19項目（86.4%）、年度目標は未達成だが前年度より改善したもの（△）が3項目（13.6%）となり、年度目標が未達成であり前年度より改善していない項目（▲）はありませんでした。

基本目標	施策目標	個別事業	成果指標 設定項目	達成状況 ○	△	▲
基本目標１ 生産段階における安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産　(注)	5	4	2	1	
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	3	3	3		
	(3)トレーサビリティの考え方の導入促進	2	2	2		
基本目標２ 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	(1)食品営業者等による自主衛生管理	4	2	1	1	
	(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	3	3	3		
	(3)食品表示の適正化の推進	2	1	1		
基本目標３ 消費段階における安全と信頼の確保	(1)食品の安全性に関する理解促進	3	1	1		
	(2)消費者相談体制の充実	2	0			
	(3)食育の推進	3	2	1	1	
基本目標４ 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立	(1)食品に関する情報共有の促進	3	0			
	(2)リスクコミュニケーションの推進	2	1	1		
	(3)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	3	2	2		
基本目標５ 食の安全と信頼の確保のための体制整備と連携強化	(1)食品安全行政の総合的推進	4	0			
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	4	1	1		
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	4	1	1		
	(4)健康危機管理体制の強化	1	0			
全　体		48	23	19	3	0

（注）基本目標１(1)の指標の設定うち「HACCP認証取得畜産農家数」については、認証機関が国から指定されず取組ができなかったことから、評価不能としました。

(2)事業実績及び達成状況

施策	成果指標名	区分	実績及び達成状況 H20年度	H21年度	H22年度	達成状況	(参考) H22達成率 (%)
基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保							
(1)安全な農産物の生産	GAPに取り組む生産組織数(組織)	指標	70	100	120	○	107.5
		実績	73	104	129		
	きのこGAP導入産地(産地)	指標	1	2	4	○	100.0
		実績	1	2	4		
	HACCP認証取得畜産農家数(戸)	指標	–	3	6	(※1)	-
		実績	–	–	–		
	エコファーマー認定者数(人)	指標	7,200	7,600	8,000	△	95.3
		実績	7,324	7,535	7,627		
(2)生産者等に対する監視指導の強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査数(件)	指標	320	320	320	○	104.4
		実績	292	326	334		
	動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数(件)	指標	300	300	300	○	111.0
		実績	412	366	333		
	養殖衛生管理に関する巡回指導実施業者数(人)	指標	40	40	45	○	100.0
		実績	42	43	45		
(3)トレーサビリティの考え方の導入促進	農産物の生産情報公開に取り組む生産組織の割合(%)	指標	50	56	60	○	110.0
		実績	54	66	66		
	飼養管理情報を公開する肥育牛飼養農家の割合(%)	指標	53	56	60	○	105.0
		実績	41	51	63		
基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保							
(1)食品営業者等による自主衛生管理	食品衛生責任者再教育講習会受講者数(人)	指標	4,800	4,900	5,000	○	123.4
		実績	5,811	6,321	6,172		
	とちぎハサップ認証施設数(施設)	指標	80	90	100	△	43.0
		実績	30	37	43		
(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	栃木県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率(%)	指標	100	100	100	○	118.9
		実績	95	113.6	118.9		
	食品の収去検査数 (件)	指標	3,700	3,700	3,700	○	103.8
		実績	3,611	3,819	3,841		
	健康食品買上品試験検査数(件)	指標	20	20	20	○	155.0
		実績	21	23	31		
(3)食品表示の適正化の推進	食品表示合同監視実施数(回)	指標	18	20	20	○	140.0
		実績	19	26	28		
基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保							
(1)食品の安全性に関する理解促進	食品安全講習会等の受講者数 (累計:人)	指標	5,000	6,000	7,000	○	179.6
		実績	8,911	10,729	12,575		
(2)消費者相談体制の充実	指標無し	指標	–	–	–	–	–
		実績	–	–	–		
(3)食育の推進	食育を意識する人の割合(%)	指標	82	86	90	△	99.3
		実績	86	89	89.4		
	とちぎ健康21協力店舗数(店舗)	指標	1,020	1,080	1,140	○	100.8
		実績	1,050	1,090	1,149		
基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立							
(1)食品に関する情報共有の促進	指標無し	指標	–	–	–	–	–
		実績	–	–	–		
(2)リスクコミュニケーションの推進	意見交換会の参加者数(累計:人)	指標	1,800	2,100	2,500	○	143.9
		実績	2,655	3,143	3,598		
(3)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	地域の地産地消推進方針の策定数(市町村又は地域)	指標	19	23	26(※2)	○	100.0
		実績	28	29	26		
	地域農産物コーナーを設置する量販店数 (店舗)	指標	99	105	110	○	126.4
		実績	130	143	139		
基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化							
(1)食品安全行政の総合的推進	指標無し	指標	–	–	–	–	–
		実績	–	–	–		
(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	農薬管理指導士等認定数(人)	指標	2,150	2,200	2,250	○	111.2
		実績	2,305	2,376	2,501		
(3)安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	残留農薬一斉分析項目数(項目)	指標	60	90	100	○	120.0
		実績	60	110	120		
(4)健康危機管理体制の強化	指標無し	指標	–	–	–	–	–
		実績	–	–	–		

※1 基本目標1(1)のHACCP認証取得畜産農家数については、認証機関が国により指定されず取組ができなかったことから、達成状況は評価不能としました。

※2 H23.10.1時点の市町村数に置き換えました。

達成状況
○:年度目標を達成した
△:年度目標は未達成だが前年度より改善した
▲:年度目標は未達成であり前年度より改善していない

4 3年間の主な成果及び残された主な課題

施策	成果指標名	区分	指標及び実績 H20年度	H21年度	H22年度	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく事業の成果及び課題 3年間の主な成果	残された主な課題
基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保							
(1)安全な農産物の生産	GAPに取り組む生産組織数(組織)	指標	70	100	120	・GAPを導入・実践する生産組織について、目標数を上回る組織数を育成することができた。 ・生産者側の安全・安心に対する意識の高まりやGAP講習会の実施などによって、大型産地等にきのこGAP導入が計画どおり進んだ。 ・畜産農家や関係者に対し、農場HACCPについての普及啓発・指導を行ったことにより、衛生意識の向上が図られた。 ・H20年度に1,162人、H21年度に922人、H22年度に513人のエコファーマー認定者数を確保したことから、環境保全型農業の面的拡大が図られた。	・GAP実践状況の点検について、主にチェックシートによる点検を実施してきたが、より客観的な点検の仕組みを導入する必要がある。 ・生産体系等が個々によって異なる原木しいたけ生産やまいたけなどのその他きのこ類へのGAP導入の促進が必要である。 ・平成21年8月に、国が農場HACCP認証基準を定めたが、認証機関や認証システムが示されなかったため、HACCP認証取得畜産農家を認証するのは困難な状況であった。 ・エコファーマー認定期間(5年間)終了者の再認定を進めるとともに、栽培者数に対する認定者数の少ない水稲における認定を推進する。 ・化学肥料・化学農薬の使用を低減するなど環境に配慮した農業の取組が進んでいるが、地球温暖化や希少生物種の増加などの問題が顕在化する中、農業には、環境配慮の取組を一層推進し、それらの問題に積極的に貢献することが求められている。 ・環境との調和に配慮した農産物の生産拡大をさらに進めるため、消費者の理解促進を図る必要がある。
		実績	73	104	129		
	きのこGAP導入産地(産地)	指標	1	2	4		
		実績	1	2	4		
	HACCP認証取得畜産農家数(戸)	指標	−	3	6		
		実績	−	−	−		
	エコファーマー認定者数(人)	指標	7,200	7,600	8,000		
		実績	7,324	7,535	7,627		
(2)生産者等に対する監視指導の強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査数(件)	指標	320	320	320	・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等の徹底を図った。 ・立入検査の実施により、動物用医薬品等の流通・販売や、飼料の表示及び品質確保が適正に行われていることを確認することができ、畜産物の安全性の確保が図られるとともに、消費者の信頼確保につながった。 ・養殖衛生管理に関する巡回指導により、生産者による水産用医薬品の適正な使用に対する理解促進と、食の安全・安心への意識高揚が図られた。	・農薬取締法で義務づけられた農薬の適正な保管や帳簿の備え付け、届出事項の不備等の事例が見受けられるため、引き続き、生産者に対しては農薬の適正な使用及び記帳の徹底を指導するとともに、農薬販売者に対しては、定期的に立入検査を実施し、適正な農薬販売の徹底を図る。 ・引き続き、動物用医薬品販売業者や飼料製造業者等に対し適正な流通等の指導等を、また、畜産農家に対し飼料の適正給与の指導等を行うことにより、消費者の更なる信頼確保に努める。 ・魚病による被害量は依然多く、生産者間で食の安全・安心に対する認識に差があることから、引き続き巡回指導を行い、生産者への普及・啓発を図ることが必要である。
		実績	292	326	334		
	動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数(件)	指標	300	300	300		
		実績	412	366	333		
	養殖衛生管理に関する巡回指導実施業者数(人)	指標	40	40	45		
		実績	42	43	45		
(3)トレーサビリティの考え方の導入促進	農産物の生産情報公開に取り組む生産組織の割合(%)	指標	50	56	60	・農産物の生産情報を公開する生産組織を着実に増やすことにより、消費者が生産段階での安全・安心に関する取り組みを把握できる環境を整備した。 ・肥育農家における飼養管理情報の公開促進に向けて、系統農家が所属する団体等に対する働きかけを行った結果、目標としていた公開率を達成することができ、消費者の信頼確保につながった。	・生産組織により、生産情報公開への取り組み意欲に温度差がある。 ・団体に所属していない商系の肥育農家については、一部農家を除き飼養管理情報の公開が進んでいないことから、引き続き、個別に働きかけを行うこと等により公開促進に努め、消費者の更なる信頼確保につなげていく。
		実績	54	66	66		
	飼養管理情報を公開する肥育牛飼養農家の割合(%)	指標	53	56	60		
		実績	41	51	63		
基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保							
(1)食品営業者等による自主衛生管理	食品衛生責任者再教育講習会受講者数(人)	指標	4,800	4,900	5,000	・食品関係事業者が再教育講習会を受講することにより、食品衛生に関する最新の知識を習得し、施設における衛生管理の意識が向上した。 ・とちぎハサップ認証施設数を着実に増やすことにより、食品関係事業者の自主的な衛生管理を評価することができ、県内事業者の衛生管理水準の向上が図れた。	・再教育講習会未受講者の受講率を高めるため、営業許可更新申請時や施設検査時等の機会を捉え、受講義務の趣旨を広く周知する必要がある。 ・消費者の食品購入、店舗選択等の一助として定着させるため、とちぎハサップの認知度を高めていく必要がある。
		実績	5,811	6,321	6,172		
	とちぎハサップ認証施設数(施設)	指標	80	90	100		
		実績	30	37	43		
(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	栃木県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率(%)	指標	100	100	100	・食品衛生監視指導については、各業種ごとの危害度等を勘案し、立入回数をランク分けすることにより効果的に実施することができた。 ・計画的に収去検査を実施した。また、違反食品等に対しては、廃棄、回収等の措置を講じるとともに、製造所等に対して再発防止のための指導を行った。 ・県内に流通する健康食品について、医薬品成分等の含有を確認することができ、違反品の流通拡大阻止及び健康被害発生の未然防止に一定の成果を上げることができた。	・食品の製造技術の高度化、食品流通の広域化・国際化等に伴い、食中毒をはじめとする食品事故も大規模化かつ広域化、複雑化する傾向にある。 ・県内で生産・製造・加工又は販売される食品の安全性を確保するため、計画的かつ効果的な監視指導及び試験検査を実施する必要がある。 ・医薬品成分の含有が疑われる食品に対し、検査項目を増やすなど、より広範囲の医薬品成分について検査を実施する。
		実績	95	113.6	118.9		
	食品の収去検査数 (件)	指標	3,700	3,700	3,700		
		実績	3,611	3,819	3,841		
	健康食品買上品試験検査数(件)	指標	20	20	20		
		実績	21	23	31		
(3)食品表示の適正化の推進	食品表示合同監視実施数(回)	指標	18	20	20	・事業者への適正表示に関する普及啓発を推進するため、関係部局が連携し、効果的な監視指導を実施できた。	・表示欠落等の不適正な表示が後を絶たないことから、事業者への適正表示に関する普及啓発を実施するとともに、関係部局が連携し、引き続き効果的な監視指導を行っていく必要がある。
		実績	19	26	28		

施策	成果指標名	区分	指標及び実績			とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく事業の成果及び課題	
			H20年度	H21年度	H22年度	3年間の主な成果	残された主な課題
基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保							
(1)食品の安全性に関する理解促進	食品安全講習会等の受講者数（累計：人）	指標	5,000	6,000	7,000	・科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等の情報など、消費者自身が食品の安全性について的確に判断するための情報を提供できた。	・ホームページや各種広報媒体を、その特性に合わせて効果的に活用し、迅速で県民に分かりやすい情報提供が求められている。 ・食品表示の見方や食中毒の予防などの食品の安全に関する基礎的な知識については、子どもの頃から習得することが必要である。
		実績	8,911	10,729	12,575		
(2)消費者相談体制の充実	指標無し	指標	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-		
(3)食育の推進	食育を意識する人の割合(%)	指標	82	86	90	・栃木県食育推進本部、とちぎ食育推進連絡会ほか関係諸団体・ボランティア等との連携の下、「とちぎの食育元気プラン」に基づき、とちぎ食育推進月間(10月)を中心に効果的な普及・県民の意識喚起に努めた結果、概ね指標どおりの県民への周知が図られた。 ・とちぎ健康21協力店数を着実に増やすことにより、栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、県内の飲食店等における食環境の整備を推進した。	・H23.3月策定した「とちぎの食育元気プラン(第2期)」に基づき、「周知から実践へ」繋がるよう、各年代及び家庭・学校・地域等の生活ステージに応じた効果的な取組み(「ライフステージに応じた食育の推進」)を推進していく必要がある。 ・登録したとちぎ健康21協力店を活用して、地域ぐるみの食育活動や健康づくり事業の展開が必要である。
		実績	86	89	89.4		
	とちぎ健康21協力店舗数(店舗)	指標	1,020	1,080	1,140		
		実績	1,050	1,090	1,149		
基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立							
(1)食品に関する情報共有の促進	指標無し	指標	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-		
(2)リスクコミュニケーションの推進	意見交換会の参加者数(累計：人)	指標	1,800	2,100	2,500	・とちぎ食品安全フォーラム等の開催により、食に関する知識を深めるとともに、生産から消費までの各段階における関係者相互の信頼を築くことができた。	・消費者、事業者、行政等、食に関する様々な立場の人が信頼関係を築き、リスクへの理解を深めるため、相互に情報を共有し意見を交換するリスクコミュニケーションのなお一層の推進が必要である。
		実績	2,655	3,143	3,598		
(3)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	地域の地産地消推進方針の策定数(市町村又は地域)	指標	19	23	26(※2)	・とちぎ地産地消推進方針(第II期)に基づき、とちぎ地産地消県民運動実行委員会を中心に県民運動として展開した結果、全市町及び地域において推進方針が策定された。 ・量販店における地産地消コーナー設置数を増加させることにより、消費者と生産者の結びつきが強化され、消費者の食に対する信頼性の確保が図られた。	・地産地消の計画の期間が満了する市町等があり、また、六次産業化法に「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」が位置付けられるなど、継続的な地産地消の取組が展開されるような計画の策定が必要である。 ・取組に至っていない量販店に対する地域農産物コーナー設置への理解促進が必要である。
		実績	28	29	26		
	地域農産物コーナーを設置する量販店数(店舗)	指標	99	105	110		
		実績	130	143	139		
基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化							
(1)食品安全行政の総合的推進	指標無し	指標	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-		
(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	農薬管理指導士等認定数(人)	指標	2,150	2,200	2,250	農薬取締法など関係法令や農薬の適正使用に関することなど、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の認定を通じ、指導者を育成した。	・農薬の特性を踏まえた適正な使用、農薬使用に伴う人畜に対する危被害防止及び環境の保全を図るため、農薬使用者に対して指導・助言できる人材の育成が引き続き必要である。
		実績	2,305	2,376	2,501		
(3)安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	残留農薬一斉分析項目数(項目)	指標	60	90	100	・残留農薬等のポジティブリスト制度を適切に運用するため、一斉分析法による検査を継続的に実施した。	・残留農薬等のポジティブリスト制度を適正に運用するため、残留農薬の一斉分析法による検査項目の増加と効率化を進める必要がある。
		実績	60	110	120		
(4)健康危機管理体制の強化	指標無し	指標	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-		

5　事業の実績

基本目標１　生産段階における安全と信頼の確保

（１）安全な農産物の生産

施策目標

農産物のＧＡＰ（農業生産工程管理手法）の取組を推進するとともに、生産者の衛生水準及び安全性に関する意識を向上させ、消費者の視点に立った、より安全性の高い農産物を提供します。

また、循環型社会の視点に配慮し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

指　標

指標名＼年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ＧＡＰに取り組む生産組織数　（組織）	指標	4	47	70	100	120
	実績			73	104	129
きのこＧＡＰ導入産地　（産地）	指標	-	-	1	2	4
	実績			1	2	4
ＨＡＣＣＰ認証取得畜産農家数　（戸）	指標	-	-	-	3	6
	実績			-	-（注）	-（注）
エコファーマー認定者数　（人）	指標	6,570	7,683	7,200	7,600	8,000
	実績			7,324	7,535	7,627

（注）認証機関が国により指定されず取組がされていない。

事業の実施状況

① 農薬の適正な使用推進（経営技術課）

・効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進しました。

事業内容	平成22年度実績
農薬の適正使用に係る普及啓発の強化	農薬危害防止研修会　７月開催　205人 病害虫雑草防除指針の発行　3,300部 県広報媒体を用いた広告の実施 　広報誌２回、ラジオ１回、県ホームページ掲載

② GAPの推進強化（経営技術課、林業振興課）

・農産物の安全性確保を目的とした衛生管理や法令遵守等の実施により、消費者や食品事業者の信頼を確立するため主要な生産地においてはGAPの導入を積極的に推進しました。

・きのこ類の主要な産地を対象として、産地ごとにGAP策定・導入を促進するための管理マニュアルの提案と工程管理者の育成を図りました。

事業内容	平成22年度実績
県内産地へのGAP導入を支援する指導者の確保と推進体制の強化	GAP指導者養成講座を開催 養成した指導者数30人
GAP実践産地の拡大	GAP実践生産組織数　129組織 （いちご、麦、トマト、なし、にら、ぶどう、なす、大豆） きのこGAP導入産地　4産地　（しいたけ）

③ 家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

・畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての指導に努めました。

・「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づいたHACCP方式の普及に努め、生産者の意識向上を図りました。

事業内容	平成22年度実績
「家畜飼養衛生管理基準」の遵守指導の徹底	家畜衛生飼養管理基準に基づき指導した畜産農家 303戸
HACCP方式に基づく管理手法の指導	指導農家数　畜産農家7戸
畜産農家の飼養形態にあったマニュアル作成の指導	マニュアルを作成した農家　7戸
生産過程の危害因子（病原体、抗菌剤等）の定期的な検査分析と衛生管理の検証	衛生管理の検証を実施した農家　畜産農家7戸

④ 特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課）

・化学農薬と化学肥料を通常に栽培する場合の半分以下で栽培した特別栽培農産物の生産の拡大を推進しました。

事業内容	平成22年度実績
「とちぎ特別栽培農産物（リンク・ティ）」に取り組む農業者及び品目・栽培面積を拡大	リンク・ティの取り組み　農業者数 197人 栽培面積　429ha 品目数　11品目

⑤ 環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）

・病害虫発生予察情報を活用した適期防除を推進するなど、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図りました。

・堆肥等を活用した土づくりと化学肥料、化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する生産者（エコファーマー）の育成支援に努めました。

事業内容	平成22年度実績
IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進	指導者向けIPMマニュアルの作成配布 いちご　300部
	モデルほ場の展示2地区（上都賀：トマト、芳賀：いちご）
エコファーマーの認定促進と環境と調和のとれた技術の導入支援	エコファーマー認定者数　　7,627人
各種イベント等にける、県やエコファーマー等の取組の紹介と、消費者の理解促進	エコファーマー消費者向けPR資料配布 各種イベントでの広報活動（資料配布） とちぎ“食と農”ふれあいフェア

今後の施策の展開

① 農薬の適正な使用推進（経営技術課）

・農薬管理指導士の認定制度、ＧＡＰを活用して効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進します。

・農薬取締法など関係法令、農薬の特性、病害虫・雑草の防除に関することなど、農薬全般について知識を有し、指導的役割を果たす農薬管理指導士等の人材を育成します。

② ＧＡＰの推進強化（経営技術課、林業振興課）

・ＧＡＰ実践産地の拡大（なす、大豆、しいたけ等）を図るとともにＧＡＰ推進指導者養成のための研修会を開催します。

③ 家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

・畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての啓発・指導に努めます。

・生産者に対して、「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づくＨＡＣＣＰ方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理について指導を行い、普及・定着に努めるとともに、認証取得の促進を図ります。

④ 特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課）

・各種会議、研修会等での説明やＰＲパンフレット等の配布によるリンク・ティの生産拡大を行います。

⑤ 環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）

・病害虫発生予察情報を活用した適期防除を推進するとともに、病害虫の発生増加を抑制するための指標策定を進め、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図ります。

・環境保全型農業を推進するため、消費者への啓発はもとより、エコファーマー認定農業者の認定期間終了者の再認定を進めるとともに、エコファーマー認定割合の低い水稲栽培農家の認定を推進します。

基本目標１　生産段階における安全と信頼の確保

（２）生産者等に対する監視指導の強化

施策目標

農薬や動物用医薬品及び肥料・飼料の製造、流通、販売等における監視指導並びに生産者における適正な使用について指導を徹底します。

指　標

指標名 ＼ 年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査数　（件）	指標	317	339	320	320	320
	実績			292	326	334
動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数　（件）	指標	317	446	300	300	300
	実績			412	366	333
養殖衛生管理に関する巡回指導実施業者数　（人）	指標	39	38	40	40	45
	実績			42	43	45

事業の実施状況

① 農薬販売者等への立入検査強化（経営技術課、薬務課）

・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等を図りました。

事業内容	平成22年度実績
農薬販売者に対する立入検査の強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査　334件 うち改善指導件数　27件

② 畜産における監視・指導（畜産振興課）

・家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランスや薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化しました。

・動物用医薬品や飼料の品質確認並びに流通・使用の適正化のための立入検査等を実施しました。

事業内容	平成22年度実績
家畜伝染病予防法に基づく、牛海綿状脳症（BSE）をはじめとした監視伝染病（97疾病）の定期的検査の強化	BSE検査4,633頭、牛ブルセラ病検査11,413頭 牛結核病検査11,413頭、馬伝染性貧血検査867頭
人獣共通感染症のサーベイランスの強化	高病原性インフルエンザウイルス検査 採卵鶏及び種鶏農場36戸 ウェストナイルウイルス検査　1戸（蚊の採取:5回）
畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況の調査分析と抗菌剤の適正使用の推進	大腸菌の薬剤耐性調査 21検体から41株分離、多剤耐性株はなし
動物用医薬品の販売、製造業者に対する、薬剤や飼料の適正表示及び品質確認のため立入検査、収去検査の実施	動物用医薬品の販売、製造業者等に対する立入検査 163件　許可証不掲示（8件） 飼料の販売、製造業者に対する立入検査 39件　飼料の成分不足（2件）
畜産農家立入による、薬剤の適正使用、治療履歴等の記録の有無等の確認	動物用医薬品の適正使用の確認調査 12件　全て適正
畜産農家に対する飼料の適正使用の徹底	牛飼養農家に対する飼料の適正使用調査指導 119件　全て適正

③ 養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）

・水産用医薬品の適正使用等の講習会の開催や巡回指導等により養殖衛生管理技術等の普及･向上に努めました。

事業内容	平成22年度実績
養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用講習会や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等の実施	水産医薬品適正使用指導等会議 2回開催　（参加33人） 巡回指導　対象70人　指導45人

今後の施策の展開

① 農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の強化（経営技術課）

・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等を図ります。

② 畜産における監視・指導（畜産振興課）

・家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランス（定期的な検査等による感染動向の監視）や薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。

・生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認並びに流通使用の適正化について、製造販売業者や畜産農家への立入検査、収去検査等を実施します。

③ 養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）

・県内の養殖生産者の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性を把握することにより、魚類防疫対策や水産用医薬品に対する的確な指導を行い、安心できる水産物の提供を目指した養殖衛生管理の普及・指導に努めます。

基本目標１　生産段階における安全と信頼の確保

（３）　トレーサビリティの考え方の導入促進

施策目標

消費者の信頼を確保するため、農産物の生産履歴や畜産物の飼養管理情報の公開の取組を促進します。

指　標

指標名＼年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農産物の生産情報公開に取り組む生産組織の割合　（%）	指標	14	21	50	56	60
	実績			54	66	66
飼養管理情報を公開する肥育牛飼養農家の割合　（%）	指標	37	41	53	56	60
	実績			41	51	63

事業の実施状況

①　農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課・経営技術課）

・農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進しました。

事業内容	平成22年度実績
生産履歴の記帳とその内容確認の徹底指導	生産履歴記帳運動実施農協数　11か所

② 家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）

・生産者団体等による肉用牛の飼養管理情報公開の取組を促進しました。

事業内容	平成22年度実績
生産履歴や生産基準の情報公開などトレーサビリティシステムの導入の促進	生産情報公開農業団体数　　11か所
県産牛の飼養管理情報の公表促進	飼養管理情報を公表する肥育牛飼養農家割合　63%

今後の施策の展開

①　農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課・経営技術課）

・特に取組の遅れている生産組織を重点的に指導するなどして、農産物の生産履歴の記帳及びホームページへの生産情報掲載を促進します。

② 家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）

・生産者団体等による肉用牛の飼養管理情報公開の取組を促進します。また、乳用牛や豚などの飼養管理情報の記帳を徹底するよう指導するとともに、それらの情報の公開を促進します。

基本目標２　製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

（１）食品営業者等による自主衛生管理

施策目標

ＨＡＣＣＰ（ハサップ）方式を取り入れた自主衛生管理の導入や食の安全に関する知識・技術の習得を支援し、食品の製造、加工等の段階において循環型社会の視点に配慮しながら、より安全性の高い食品を供給します。

指　標

指標名 ＼ 年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食品衛生責任者再教育講習会受講者数　（人）	指標	4,694	5,216	4,800	4,900	5,000
	実績			5,811	6,321	6,172
とちぎハサップ認証施設数　（施設）	指標	9	23	80	90	100
	実績			30	37	43

事業の実施状況

① 食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課）

・食品営業者及び食品衛生責任者に対し、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得のため講習会を開催しました。

・食品衛生推進員制度を活用し、食品営業者に対する自主衛生管理の啓発に努めました。

・（社）栃木県食品衛生協会に食品営業施設の巡回指導を委託し、自主衛生管理の推進に努めました。

事業内容	平成22年度実績
食品衛生責任者に対する再教育講習会の開催	再教育講習会　69回　6,172人受講
食品衛生指導員による巡回指導の実施	指導件数　16,749件
食品衛生推進事業の実施	食品衛生推進会議　1回　39人 食品衛生推進員研修会　1回　42人 自主衛生管理マニュアル作成　20,000部

② 「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課）

・ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた「とちぎハサップ」の認証取得促進を図りました。

事業内容	平成22年度実績
認証取得を希望する事業者を対象としたセミナー開催及び事業者訪問の実施	マニュアル作成セミナー５回　70人 事業者訪問　16件
食品関連事業者や消費者に対する認証制度の普及促進	各種広報媒体等を用いた広告の実施 新聞広告１回 ラジオスポットＣＭ　のべ４２回 県政広報番組（テレビ１回、ラジオ１回） 県ホームページ モバイル版ホームページ（info-とちぎ県） 県民の日関連イベント、とちぎ食と農ふれあいフェアでの展示コーナー設置
とちぎハサップの認証取得	認証施設数　43施設

③ 産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課）

・食品製造事業者からの技術相談や依頼試験に随時対応しました。

・講習会・研修会等を開催し、食品の安全性確保の普及啓発を図りました。

事業内容	平成22年度実績
食品製造事業者からの依頼試験 食品に関するクレーム品や欠陥に対する原因究明、発生防止等の技術相談	異物分析　117件、微生物検査　49件 品質管理　575件、計測・検査　74件
技術講習会及び技術者研修等の実施	技術者研修　　１回２日間　33企業、39人 技術講習会　　１回48企業、94人

④ 学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課）

・衛生管理関係研修会を開催するとともに、学校給食調理場への訪問指導を実施しました。

事業内容	平成22年度実績
学校給食施設に対するドライシステム化推進	ドライシステム数　138調理場（44.5%）

今後の施策の展開

① 食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課）

・食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促進します。

・食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動を支援します。

・食品衛生推進員が行う食品衛生指導員や食品営業者に対する指導、助言等の自主衛生管理の普及啓発活動を支援します。

・新たに食品製造・加工に取り組む農業者等に対する食品衛生管理に関する知識や技術の習得を支援します。

② 「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課）

・食品の安全確保対策として有効なHACCPの考え方を取り入れた「とちぎハサップ」の認証取得促進を図ります。また、当制度に関する広報活動や認証を取得した施設の公表を通して、制度の周知に努めます。

③ 産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課）

・製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題に関する食品製造事業者からの技術相談や、品質管理、技術開発等に必要な各種依頼試験に対応します。

・研修会・講習会を開催し、食品の安全性確保に関する普及啓発を図ります。

④ 学校給食調理場における衛生管理の充実（健康福利課）

・ウエットシステムの学校給食施設におけるドライ運用の徹底やHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入を促進します。

・学校給食の衛生管理に関する研修会や、学校給食調理場への訪問指導を実施します。

（2）食品営業者等に対する監視指導の強化

施策目標

業種ごとに危害度や行政処分の状況等を勘案し策定した「栃木県食品衛生監視指導計画」のもと、食品営業施設や食品流通拠点のほか、学校・病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導の強化に努めるとともに、農産物の残留農薬など、食品の検査についても充実・強化に努めます。

指　標

指標名＼年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
栃木県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率　(%)	指標	99	102	100	100	100
	実績			94.6	113.6	118.9
食品の収去検査数　(件)	指標	3,665	3,730	3,700	3,700	3,700
	実績			3,611	3,819	3,841
健康食品買上品試験検査数　(件)	指標	28	15	20	20	20
	実績			21	23	31

事業の実施状況

① 計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課、健康増進課）

・「栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的に食品関係施設に対する監視指導を実施しました。また、県内で製造又は流通している食品について、当該計画に基づく収去検査や表示の監視指導等を実施し、食品の安全性の確保に努めました。

・学校・病院等の特定給食施設等の栄養管理、衛生管理状況を把握し、適正に給食が提供されるように相談・指導業務を実施しました。

事業内容	平成22年度実績
食品関係施設に対する監視指導の実施	監視指導件数　15,833件　（実施率 118.9%） 重点監視指導の実施 ① 食中毒予防対策 ② 食品表示 ⑤ 食品等事業者における記録の作成及び保存の徹底
食品等検査の実施	食品の収去検査　3,841件　違反 23件 （内訳） 規格基準等検査　3,205件　違反 23件 有害物質（汚染物質）検査　596件　違反 0件 アレルギー物質含有食品検査　20件　不適 0件 遺伝子組換え食品検査　20件　不適 0件 かんぴょうの保存料簡易検査　63件　不適 0件
「栃木県特定給食施設指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導	個別指導や巡回指導を行う他、研修会等の集団指導の実施 個別指導件数　376施設（実施率　112.9%） 集団指導件数　32回　1,115施設

② 学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課）

・学校給食の衛生管理について研修会等で指導しました。

事業内容	平成22年度実績
学校栄養教諭・学校栄養職員研修会の開催 県立学校給食従事員研修会の開催 食に関する指導年間計画の作成	1回　203人 1回　92人 小・中学校　100%

③ 無承認無許可医薬品の監視指導の実施（薬務課）

・医薬品成分を含む健康食品（無承認無許可医薬品）が販売されることがないように、健康食品の買上げ調査を実施しました。

・消費者が健康食品を医薬品と誤認することを防止するため、販売広告を監視しました。

事業内容	平成22年度実績
強壮・強精など男性機能回復を暗示している製品、痩身効果を暗示している製品の買い上げ調査	買い上げ件数　31件 うち不適2件
新聞折込広告、雑誌（2誌）の広告の監視	広告違反件数　7件
薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等の監視	監視施設数　604施設 食品の虚偽誇大広告違反なし

今後の施策の展開

① 栃木県食品衛生監視指導計画の策定（生活衛生課）

・食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導、食品の検査計画等を定めた「栃木県食品衛生監視指導計画」を年度ごとに策定し、食品の安全性確保に努めます。

② 計画的で効果的な監視指導及び食品検査の実施（生活衛生課、健康増進課）

・監視指導計画に基づき、食品衛生監視員等による食品関係施設の監視指導を計画的かつ効果的に実施します。特に危害度の高い大量調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理が徹底されるよう監視指導の強化に努めます。

・県内で製造又は流通する食品(輸入食品を含む)を対象に、製品の規格基準検査（成分規格、食品添加物、残留農薬等)、アレルギー物質含有食品検査、遺伝子組換え食品検査等を計画的かつ効果的に実施します。

・と畜場においては、食用に供するすべての牛や豚などの検査を行うとともに、牛については、牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査をはじめとしたBSE対策を実施します。また、と畜場や食鳥処理場に対しては、施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化に努めます。

③ 給食施設における衛生管理の指導徹底（健康増進課・健康福利課・生活衛生課）

・病院や事業所などの特定給食施設等に対する栄養管理指導や衛生管理については、対象施設を的確に把握し、指導計画に基づき効率的で効果的な指導を実施します。

・各市町教育委員会及び社会福祉施設の開設者・管理者に対し、給食施設における衛生管理の意識がより一層高まるよう研修会等で指導します。

③ いわゆる健康食品の監視指導の実施（薬務課）

・医薬品的な効能効果をうたい、消費者が医薬品と誤認するおそれのある食品や、医薬品成分等の含有が疑われる食品に対し、販売監視や広告監視を実施するとともに、必要に応じて買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止に努めます。

・買上げ検査等により医薬品成分が確認された場合には、販売した事業者に対し指導を行うとともに、製品名を公表して健康被害の未然防止に努めます。

基本目標２　製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

（３）食品表示の適正化の推進

施策目標

食品衛生法、ＪＡＳ法、健康増進法、景品表示法など複数の法律によって規制されている食品表示に対する監視指導を強化し、関係機関が連携して対処することにより不適正な表示を排除し、消費者の食品表示に対する信頼を確保します。

指　標

指標名＼年度(平成)		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食品表示合同監視実施数　(回)	指標	15	29	18	20	20
	実績			19	26	28

事業の実施状況

① 食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課）

・食品表示に係る法令を所管する関係機関が合同で監視指導を実施しました。

・「食品表示１１０番」制度を活用し、監視指導を実施しました。

事業内容	平成２２年度実績
食品表示の関係機関が合同で食品販売業者に対し監視指導の実施	食品表示適正化強化月間の８月、１２月に重点的に実施 食品表示合同監視　２８回　　調査件数　94 店舗
食品表示１１０番相談の実施	受付件数２３７件

② 適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課）

・ＪＡＳ法等の食品表示制度について、消費者や事業者を対象とした研修会を関係機関合同で開催しました。

・食品表示適正化強化期間において消費者や事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めました。

事業内容	平成 22 年度実績
事業者等に対する食品表示研修会開催	食品表示セミナー　　　１回　150 人 食品製造及び販売業者等への研修会 ７回　301 人 食品事業者コンプライアンス確立研修会 １回　90 人

事業内容	平成22年度実績
「食品表示適正化強化月間」を定め、消費者や事業者に対し、適正な食品表示の普及促進	強化月間　8月、１２月 啓発パンフレット作成　５０００部 広報媒体等を用いた啓発 テレビ2回、ラジオ２回 新聞広告7誌　各1回
健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行う食品販売者に対する指導	健康増進法第３２条の2に基づく指導　２件
事業者等に対する食品の栄養成分表示等の指導の実施	健康増進法第31条に基づく指導　22件

今後の施策の展開

① 食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課）

・関係法令に基づき、適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施します。

・食品表示の関係機関の連携を深め、監視指導を効果的かつ効率的なものとするため、事業者に対し合同で実施します。

・関係機関職員が、自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関する研修を実施します。

・「食品表示１１０番」や「くらしの安心サポーター」制度により消費者等の声を活用して、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。

・販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う者に対し、適正な内容とするよう指導します。

② 適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課、くらし安全安心課、経済流通課、健康増進課）

・食品表示制度についての普及啓発や法令遵守（コンプライアンス）意識の向上を図るため、事業者や消費者を対象とした研修会の開催やパンフレットの配布などを実施します。

・食中毒が多発する8月と食品の流通が拡大する１２月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。

・米穀流通事業者や米加工業者、小売業者、飲食店を対象に、米や米加工品の譲り渡し情報や産地情報の伝達が確実に行われるよう、研修会の開催やパンフレット配布等により制度の啓発を行います。

基本目標３　消費段階における安全と信頼の確保

（１）食品の安全性に関する理解促進

施策目標

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、消費者自身が食品の安全性について的確に判断できる取組を推進します。

指　標

指標名＼年度(平成)		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食品安全講習会等の受講者数　(累計：人)	指標	3,584	6,627	5,000	6,000	7,000
	実績			8,911	10,729	12,575

事業の実施状況

① 消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課、くらし安全安心課）

・食品の安全性に関する情報の提供に努めました。

事業内容	平成22年度実績
県政出前講座の実施	No.106「食の安全と安心」　２回　52人
健康福祉センターによる 消費者に対する食品安全講習会 関係職員を派遣した消費者団体等が開催する 食品の安全に関する学習会等	31回　1,388人 9回　216人
くらしのセミナーの開催	7回　190人

② 各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）

・ホームページや各種媒体、報道機関等を通じて適時、適切な情報提供に努めました。

事業内容	平成22年度実績
食の安全の知識、時事の話題に対する情報提供	広報媒体等を用いた情報提供 テレビ 2回、ラジオ 1回 県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 暮らし（消費生活・食生活）等サイト アクセス数　月平均 114,888 件 広報誌　3回 県政記者クラブへの資料提供（随時）2件
食中毒予防	広報媒体等を用いた情報提供 テレビ 2回、ラジオ 2回 広報誌 9回、 啓発イベント 1回
食品表示	広報媒体等を用いた情報提供 ラジオ 1回

③ 地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課、健康増進課）

・地域で食育を推進するボランティアに食品安全情報を提供しました。

事業内容	平成22年度実績
食生活改善推進員リーダー研修会の開催	6回実施（計248人）

今後の施策の展開

① 消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課、くらし安全安心課）

・食中毒予防の知識や食品表示の見方など、食の安全をテーマにした「県政出前講座」の充実を図ります。

・県民や消費者団体等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食の安全や健全な食生活に関する情報の提供に努めます。

・消費生活センターにおいて、県民からの要請により「くらしのセミナー」を開催し、食品に対する正しい知識や食品の安全性に関する啓発を行います。食の安全をテーマにした「県政出前講座」の充実を図ります。

② 各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）

・ホームページや各種広報媒体を活用し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課、健康増進課）

・食生活改善推進員やヘルスサポーター等地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努め、食の安全に関する理解を進めます。

・食品の安全に関する啓発教材等を作成し、教職員や地域ボランティアに提供します。

基本目標３　消費段階における安全と信頼の確保

（２）消費者相談体制の充実

施策目標

消費者からの食品の安全性に関する様々な相談や食と農に関する相談等に対して適切な情報提供や助言、対策等を実施します。

事業の実施状況

① 食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課、くらし安全安心課）

・消費者からの食品の安全性等に関する相談に対応しました。

事業内容	平成22年度実績
県民の日イベント会場での食品安全相談窓口の設置	食品安全関連パンフレット等の配布 自然毒植物模型の展示
食品の安全・安心に関する相談に対する、関係機関の連携した対応	関係機関が連携して食品表示等の相談に応じた
消費生活センターにおける食品に関する相談	577件

② 食と農に対する理解促進（農政課）

・「食と農の相談室」において、食と農に対する理解促進を図りました。

事業内容	平成22年度実績
「食と農の相談室」における消費者からの相談対応	相談件数　970件

今後の施策の展開

① 食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課、くらし安全安心課）

・各健康福祉センターにおいて、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。相談内容により、必要に応じて関係機関が連携し、迅速に調査を実施します。

・各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員に対し、食品に関する新しい知識の習得のための研修等により、資質の向上に努めます。

・消費生活センターにおいて、消費者からの食品に関する問い合わせや相談を受け、解決方法の助言や情報提供を行います。

② 食と農に対する理解促進（農政課）

・「食と農の相談室」において、消費者からの相談・要望に的確に対応し、食と農に対する理解促進を図ります。

基本目標３　消費段階における安全と信頼の確保

（３）食育の推進

施策目標

生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、循環型社会の視点に配慮しながら健全な食生活が実践できるよう食育を推進します。

指　標

指標名 ＼ 年度(平成)		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食育を意識する人の割合（%）	指標	73	91	82	86	90
	実績			86	88.9	89.4
とちぎ健康２１協力店舗数（店舗）	指標	665	962	1,020	1,080	1,140
	実績			1,050	1,090	1,149

事業の実施状況

① 食育の普及啓発（農政課、健康増進課）

・食育に関係する団体やＮＰＯ、ボランティアなどが連携・協力し、一体的な食育推進運動を展開するとともに、市町村食育推進計画の策定支援等による地域の食育を推進しました。

・各種広報媒体の活用による情報の提供や、１０月の「とちぎ食育推進月間」での推進大会や食に関するイベント等を実施し、食育の普及啓発に努めました。

事業内容	平成２２年度実績
とちぎ食育推進連絡会の開催	構成機関・団体等　３２　３回
食育の広報啓発	新聞への記事掲載　２回 とちぎネットアンケート（6月実施） 「食育を意識する人の割合」　89.4%
とちぎ食育推進月間の実施	とちぎ食育推進大会2010　185人 とちぎ“食と農”ふれあいフェア開催 110,000人
食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等９地区において実施 実施回数361回　（計15,862人）
とちぎ食育応援団の活動促進	登録数　515人、研修会　3回開催

② 子どものころからの食育の推進（農政課、健康増進課、健康福利課、文書学事課、生活衛生課）

・学校に対し「食に関する指導の手引」に基づく計画的な指導を実施しました。

・とちぎ版「食事バランスガイド」の普及や「日本型食生活」の実践などにより栄養バランスのとれた食生活を推進するとともに、メタボリックシンドローム防止対策の普及など、子どもの頃からの生活習慣病予防のための取組を推進しました。

・「とちぎ健康２１協力店」等を中心とした地域ぐるみの食育活動や、栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、飲食店等における食環境の整備を推進しました。

事業内容	平成２２年度実績
学校における「食に関する指導の手引」に基づく計画的な指導の実施	栄養教諭・学校栄養職員研修会　203 人 学校給食主任研修会　255 人 食に関する指導年間計画作成　小学校　１００％ 中学校　１００％ アレルギー個別調査実施　97.5 ％
地域農産物を活用した学校給食の促進	米飯給食の回数増大取組み市町　１町
とちぎ子どもの食育ライブラリーの設置	保育所・幼稚園向け食育教材の整備　105 アイテム
子どもの頃からの生活習慣病予防の実施	関係者会議　５地区　５回開催 食育実践教室　22 回　2,095 人 子どもと家族の食生活等実態調査の実施　7,819 人
外食利用者の健康づくりや生活習慣病予防を図るための、外食産業従事者と食生活改善推進員の健康づくり交流会の開催	健康づくり交流会　１回実施　計 61 人
「とちぎ健康２１協力店」の推進拡大	1,149 店舗

③ 環境にやさしい食生活の促進（農政課、農村振興課）

・農産物直売所での無駄の少ない料理方法の紹介などを通じて食品を無駄にしない取組を推進しました。

今後の施策の展開

① 食育の普及啓発（農政課、健康増進課）

- 食生活改善推進員の資質向上のための研修を実施します。
- 食育推進に関する施策について基本的な方針である県食育推進計画〔とちぎの食育元気プラン（第２期)〕に基づき、関係部局の連携を強化しながら、ライフステージに応じた食育を総合的に推進します。
- 食育の関係機関・団体等で構成する「とちぎ食育推進連絡会」が中心となった、一体的な食育推進運動を展開します。
- 食生活改善推進員をはじめとした健康づくり関係ボランティアなどの資質向上のための研修を実施します。
- 食生活改善推進員と連携した食育を推進するため、各地区の食育活動の重点目標を設定し、活動を強化していきます。

② 子どものころからの食育の推進（農政課、健康増進課、健康福利課、文書学事課、生活衛生課）

- 「とちぎ健康２１協力店」等を中心とした地域ぐるみの食育活動や栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、飲食店等における食環境の整備を推進します。

③ 環境にやさしい食生活の促進（農政課、農村振興課）

- 今後は、食べ残しや食品の廃棄を減らすため「もったいない」という意識の醸成に努めます。

基本目標４　県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

（１）食品に関する情報共有の促進

施策目標

生産から消費にいたるまでのすべての関係者が食品の安全性に関する情報を共有するため、事業者による食品安全情報の公開を促進するとともに、行政による迅速でわかりやすい情報の提供を推進します。

事業の実施状況

① 食品の安全性に関する情報公開の推進（生活衛生課）

・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たり、県民意見を反映させるとともに、当該計画の実施結果を公表することにより、県民および関係機関との情報共有に努めました。

② 品衛生情報の共有（生活衛生課）

・食中毒に関する情報を提供することにより、食品による健康被害の拡大防止や消費者の食品衛生知識の向上に努めました。

事業内容	平成22年度実績
平成21年度栃木県食品衛生監視指導計画の結果公表 平成23年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表	6月公表 2月パブリックコメントの実施 3月策定、公表
食中毒等に関する情報提供	県政記者クラブへの資料提供 県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」等で情報提供（随時）

③ 食品関係事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

・食品の安全性向上に努める事業者及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに積極的に協力する事業者を「とちぎ食の安全安心パートナー」として登録し、GAPやHACCPなど、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進しました。

・事業者の食品の安全に関する最新の知識の習得を支援するとともに、関係者間での自主的な助言・指導及び情報提供を支援しました。

事業内容	平成22年度実績
とちぎ食の安全・安心パートナー事業への参加促進	登録者数　8事業者

今後の施策の展開

① 食品の安全性に関する情報公開の推進（生活衛生課）

・食の安全に関する施策について、意思決定の過程も含めた情報公開に努めます。

・食品の安全性に関する調査・研究の成果等の迅速な情報公開に努めます。

② 食品衛生情報の共有（生活衛生課）

・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、県民の意見を反映するとともに、その実施結果を公表します。

・食中毒をはじめとして、食品衛生法違反に関する情報を提供し、危害の状況を明らかにすることにより、食品による健康被害の発生・拡大の防止を図ります。

・食品表示の誤りや異物の混入等により、事業者が実施する自主的な食品等の回収に関する情報について、県ホームページにより公表し、回収の促進を支援します。

③ 食品関係事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

・ＨＡＣＣＰなど、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。

・食品の安全性向上に努める事業者及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組む事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、事業者の安全な食品供給に対する取組や食品安全情報を県と協働して発信していきます。

基本目標４　県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

（２）リスクコミュニケーションの推進

施策目標

食品の安全性に関する意見交換を促進し、生産から消費までの各段階の関係者の知識と理解を深めることにより、関係者相互の信頼を築きます。

指　標

指標名 ＼ 年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
意見交換会の参加者数 （累計：人）	指標	1,161	1,960	1,800	2,100	2,500
	実績			2,655	3,143	3,598

事業の実施状況

① 意見交換による相互理解の推進（生活衛生課、経済流通課）
・広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進しました。

② リスクコミュニケーターの育成と活用　（生活衛生課）
・食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、食品のリスクに対する他の立場の発想や考え方などを理解し、リスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材を育成し活用しました。

事業内容	平成22年度実績
とちぎ食品安全フォーラム	11/10　栃木県総合文化センター　310人
地域意見交換会	3回開催（計104人） 10/18　栃木文化会館　43人 11/19　佐野市城北公民館　46人 3/10　太子食品工業（株）日光工場　15人
食品のリスクを考えるサイエンスカフェ	1/25　栃木県庁大会議室　41人

今後の施策の展開

①　意見交換による相互理解の推進（生活衛生課、経済流通課）
・広く県民を対象としたリスクコミュニケーションを推進するため、「とちぎ食品安全フォーラム」や地域単位の小規模な意見交換会を開催するなど、ＮＰＯ団体等との協働により、県民との意見交換と相互理解の推進を図ります。
・関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者や消費者団体等による食品の安全性に関する意見交換会の開催を支援します。

② リスクコミュニケーターの活用　（生活衛生課）
・これまで育成してきたリスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材（リスクコミュニケーター）を活用し、各地域等において意見交換会等を開催します。

基本目標４　県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

（３）事業者と消費者の相互理解の推進と支援

施策目標

生産から消費に至る食に関する情報提供や体験活動を促進することにより、事業者と消費者の相互理解を促進し、食品供給に対する信頼性の向上に努めます。

指　標

指標名＼年度（平成）		基準18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域の地産地消推進方針の策定数（市町村又は地域）	指標	15	23	19	23	26(※)
	実績			28	29	26
地域農産物コーナーを設置する量販店数（店舗）	指標	81	101	99	105	110
	実績			130	143	139

※H23.10.1.時点の市町村数に置き換えました。

事業の実施状況

① 食に関する体験機会の拡大（農政課、経営技術課、畜産振興課）

・一連の農作業等の体験機会を提供する「教育ファーム」等の取組や、学校農園等を活用した農業及び料理体験などを推進しました。

事業内容	平成22年度実績
農産物や農業体験等に関する情報発信	ホームページによる情報提供 各種イベント情報　随時 県広報媒体による情報提供 テレビ１回

② 消費者と事業者の理解促進（農政課、生活衛生課）

・様々な広報媒体の活用や地域でのイベントなどを活用して、旬の農産物や地域の特産品、農産物の栽培状況など食の生産に関する幅広い情報を提供しました。

・食と農の理解促進カレッジを開催しました。

事業内容	平成22年度実績
消費者へのアンケート等を実施し調査結果を生産者側に情報提供実施	アンケート調査　１回
つなごう！食と農実践講座（栃木県後援）	8/11～12/2　　12回開催（計60人）

③ 地産地消運動の展開（農政課、農村振興課、経済流通課）

・地産地消県民運動の総合的な展開を図るため各種イベントを開催しました。

・各市町における学校・給食・農業関係者による県産品の導入促進のための検討会を開催しました。

事業内容	平成22年度実績
地産地消に関するＰＲ	優良事例表彰　　20団体 パンフレット作成　12,000部
地産地消に関するイベント	けんちょうde愛ふれあい直売所 平成22年４月～平成23年２月　月１回 （３月は東北地方太平洋沖地震により中止）
各市町等における地産地消推進方針の策定の促進	地産地消推進方針策定数　26
各市町における学校・給食・農業関係者による県産物の導入促進に係る検討会	全市町取組
とちぎの地産地消推進店のPR	推進店の認定　166店舗を認定 推進店のホームページへの掲載　166店舗
地域農産物コーナーを設置する量販店数	取組量販店数　139店

今後の施策の展開

① 食に関する体験機会の拡大（農政課、経営技術課、畜産振興課）

・関係団体による農業体験教室や料理教室などの取組を促進するとともに、学校農園等を活用した様々な農業体験などを推進します。

② 消費者と事業者の理解促進（農政課、生活衛生課）

・様々な広報媒体や「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」など各種のイベントを活用して、栃木県特別表示認証食品（Ｅマーク食品）など県産農産物を利用した加工品に関する幅広い情報を提供し、事業者と消費者の交流を促進するとともに、食品の安全確保に関する事業者の取組を紹介したり、食品に関するアンケート等を通して、事業者と消費者の相互理解を促進します。

・食品事業者による工場見学会等の情報を消費者に提供することにより、食品製造への理解を促進します。

・食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援します。

③ 地産地消運動の展開（農政課、農村振興課、経済流通課）

・学校給食をはじめ農産物直売所、量販店、飲食店等において、地域農産物の利用及び提供の拡大など、顔の見える関係づくりを促進します。

・地産地消県民運動の総合的な展開を図るとともに、地域性豊かな取組を促進するため、市町村等における地産地消推進の取組を支援します。

基本目標５　食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

（１）食品安全行政の総合的推進

施策目標

食品の安全性確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に「とちぎ食の安全・安心推進会議」の意見を聴き、国、他の自治体等関係機関との密接な連携と情報交換を図りながら、総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

事業の実施状況

① 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

・「栃木県食品安全推進本部」を中心に食品の安全確保に関する総合的な施策を推進しました。

事業内容	平成２２年度
栃木県食品安全推進本部検討委員会の開催	２回 とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（２期計画）の策定及び食の安全・安心・信頼性の確保に関する施策に関する報告について検討

② 県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

・食品の安全性確保や適正な食品表示の確保に係る制度の創設や運用の改善についての提案制度を条例に規定しています。

・食品の安全について関心を持たれている県民を「とちぎ食品安全サポーター」として登録し、食品安全情報の収集や食品安全情報の共有を図りました。

事業内容	平成22 年度実績
条例に基づく施策提案	なし
とちぎ食品安全サポーター事業への参加促進 （平成２１年5月７日から）	登録者数　50 名

③ 地域における農産物の安全・安心対策（経営技術課）

・農業振興事務所単位に農業団体、生産組織、市町等の関係者からなる推進体制を整備し、産物の生産段階における安全・安心対策の取組を強化しています。

事業内容	平成22 年度実績
各地域ごとに研修会や現地指導会の開催	62 回、2,469 件

④ 他機関との連携（生活衛生課）

・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒の発生時には、国や他自治体と連携して対応します。

事業内容	平成２２年度実績
国や他自治体と連携による対応	対応事例なし

今後の施策の展開

① 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

・食の安全を脅かす事件、事故等が発生することがないよう総合的な施策の取組を強化するとともに、万が一事故等が発生した際には、栃木県食品安全推進本部が中心となり、関係部局と連携を図り、問題解決に向け迅速に対応できる体制を確保します。

・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された附属機関である「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催し、食品の安全性に関する事項について意見を聴きます。

② 県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

・食の安全に関する計画の策定に当たっては、パブリック・コメントにより、県民の意見を反映したものとします。

・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第１９条による施策提案制度を活用し、県民参加による効果的な食品安全行政を推進します。

・「とちぎ食品安全サポーター」の方からの生活に密着した食品に関する意見等を活かし、県の食の安全に関する施策を推進します。

③ 地域における農産物の安全・安心対策（経営技術課）

・「地域農産物安全・安心対策連絡会議」のもと、農薬の使用履歴記帳など、農産物の生産段階における安全・安心対策の取組を推進します。

④ 他機関との連携（生活衛生課）

・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒の発生時には、厚生労働省や他自治体との密接な連携を図り対応します。

・食中毒調査支援システム（ＮＥＳＦＤ）を活用し、関係機関が情報を共有することにより、事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害の拡大防止に努めます。

（２）監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

施策目標

　複雑、多様化する監視業務や相談業務に対応できる体制を整えるため、関係する法律に基づく監視指導、相談業務、試験検査等に従事する職員の資質を向上させるなど、監視指導及び検査体制の充実・強化を図るとともに、食品の安全性に関する専門の知識を有する人材を育成します。

指　標

指標名 ＼ 年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農薬管理指導士等認定者　（人）	指標	2,095	2,179	2,150	2,200	2,250
	実績			2,305	2,376	2,501

事業の実施状況

①リスクコミュニケーターの育成（生活衛生課）
- フォーラム等においてパネルディスカッションのコーディネーターを務めるなど、リスクコミュニケーション技術向上のための経験を積みました。

② 食品衛生推進員制度の充実（生活衛生課）
- 食品衛生推進会議及び食品衛生推進員研修会を開催し、行政への提言や情報提供により連携を促進したほか、食品衛生推進員が職務に必要な知識の修得を促進しました。

事業内容	平成22年度実績
食品衛生推進会議	1回　39人
食品衛生推進員研修会	1回　42人　　（基本目標 2-(1) 再掲）

③ 農薬管理指導士等の養成（経営技術課）
- 農薬取締法など関係法令、農薬の特性、病害虫・雑草の防除に関することなど、農薬全般に関する事項についての知識を有し、指導的役割を果たす農薬管理指導士等の人材を育成しています。

事業内容	平成22年度実績
農薬管理指導士等の認定	125人を新規に認定　延べ2,501人
農薬管理指導士等研修会	2回開催　242人

④ 家畜防疫員・食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課、畜産振興課）

・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し研修会を開催しました。

事業内容	平成２２年度実施状況
家畜防疫員研修会 食品衛生監視員等研修会	４回開催　103人 ３回開催　98人
信頼性の高い検査を迅速に行うため、 食品衛生検査施設の精度管理を徹底	外部精度管理　33件　不適２件 内部精度管理　微生物検査　193回 理化学検査　139回 内部点検の実施　9施設各１回

今後の施策の展開

①食品衛生検査における信頼性確保（生活衛生課）

・試験検査の迅速性や精度向上を図り、検査結果の信頼性を確保していきます。

・検査に係る新しい知識や技術の習得を目的とした専門研修に派遣するなど、食品衛生検査施設における職員の資質の向上に努めます。

② 食品衛生推進員の充実（生活衛生課）

・食品衛生指導員や食品営業者からの相談に応じ、適切な指導、助言のできる食品衛生の知識を有する食品衛生推進員の充実に努めます。

③ 農薬使用に係る指導者の育成（経営技術課）

・農薬取締法など関係法令や農薬の適正使用に関することなど、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の認定を通じ、指導者を育成します。

④ 家畜防疫員・食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課、畜産振興課）

・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し、新しい知識や技術の修得を目的とした研修会等を開催し資質の向上に努めます。

基本目標５　食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

（３）　安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進

施策目標

生産段階では、食の安全に配慮した生産技術の開発や管理技術の研究について製造、加工、流通、販売段階では、食品の効率的な検査手法の研究などについて推進します。

指　標

指標名 ＼ 年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
残留農薬一斉分析項目数　（項目）	指標	60	60	60	90	100
	実績			60	110	120

事業の実施状況

① 残留農薬検査の効率化（生活衛生課）

・残留農薬一斉分析法による残留農薬検査の検査項目数を増やすことにより検査の効率化を図りました。

事業内容	平成22年度実績
残留農薬検査の迅速化及び効率化を図るための一斉分析法の改良について調査研究の実施	ポジティブリスト制度に対応するためにGC/MS及びLC/MS/MSによる一斉分析法の検討を実施した。 一斉分析項目数　　120項目

② 環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）

・天敵昆虫などを活用して化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を推進するための研究を行っています。

事業内容	平成22年度実績
IPMを確立するために必要な試験の実施	トマトについて、紙ポット栽培による立枯病の抑制効果を確認した。 いちごについて、性フェロモン剤によるハスモンヨトウの防除効果を確認した。 にらについて、ネダニの発生状況と有効な防除方法を検証した。

③ 畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）

・家畜伝染病の診断法や飼養管理技術の研究、環境に配慮した生産技術に関する研究を行っています。

事業内容	平成22年度実績
堆肥化による廃棄乳の適正処理方法の検討	廃棄乳の処理方法として、堆肥化の検討を行ったところ、水分を調整することにより堆肥化が可能となった。また、抗生物質や大腸菌群は堆肥化の発酵過程に伴い漸減し、検出されなくなった。
牛のヨーネ病に対する迅速診断法を開発するための調査の実施	88検体について迅速診断法の精度確認を実施した。
家畜における薬剤耐性菌の出現状況を把握するための大腸菌の薬剤耐性状況調査の実施	家畜の糞便から分離した大腸菌41株について、薬剤の感受性試験を実施したところ、β-ラクタム系抗生物質に耐性傾向が認められた。

④ 免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）

・病気に強い健康な魚を生産する技術の一環として、ビタミン類などの免疫賦活剤の投与効果を明らかにする試験研究を行っています。

事業内容	平成22年度実績
免疫賦活剤の投与が、ニジマスの免疫力及びウイルス性疾病に対する抗病性の向上に与える効果を明らかにする。 また、ニジマスの免疫力が低下しやすい時期を明らかにし、免疫賦活剤の投与時期を検討する。	アスコルビン酸、アスタキサンチン、β-グルカンの7日間混合投与により、ニジマスの免疫力及びウイルス性疾病に対する抗病性が向上した。 また、養殖場の「魚を網ですくう」作業がニジマスの免疫力を低下させることが明らかとなった。

今後の施策の展開

① 残留農薬検査の効率化（生活衛生課）

・一斉分析法による残留農薬等検査を確実なものとし、検査項目の増加と効率化を図ります。

② 環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）

・総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の１つとして天敵昆虫を利用した防除体系に関する研究を行います。

・有機農業栽培技術を確立するため、県内の先進事例を解明し栽培技術の体系化を図ります。

③ 畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）

・家畜伝染病の迅速診断法の研究開発、良質で安全な畜産物を生産するための飼養管理技術や環境に配慮した生産技術等に関する調査及び研究を行います。

④ 安全・安心な養殖魚生産技術開発（生産振興課）

・免疫力が低下する原因を明らかにし、免疫賦活剤の効果的使用による医薬品に依存しない安全・安心な養殖魚生産技術の開発を推進します。

基本目標５　食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

（４）　健康危機管理体制の強化

施策目標

食品による健康被害発生時の危機管理体制を強化し、県民の健康を保護します。

事業の実施状況

① 健康危機管理体制の強化（生活衛生課）

「栃木県健康危機管理マニュアル」や「栃木県食中毒処理要領」「栃木県食中毒対策要綱」などに基づき、平時、事故発生時の対応をしています。

今後の施策の展開

① 健康危機管理体制の強化（生活衛生課）

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換などを行います。
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第１７条の「危害情報の申し出」制度に基づき申し出があった情報に適切に対応し、健康被害の拡大防止に努めます。
- 食中毒の発生時には、「栃木県食中毒対策要綱」及び「栃木県食中毒処理要領」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- 従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル」により対応します。
- 農薬等が基準を超過して残留した県産農産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル」等により、原因の究明や被害の拡大防止を図ります。

Ⅲ　危害情報の申出

条例第１７条に基づき県に申出のあった危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	平成２２年度					
	件数	措　置				
		行政処分	行政指導	指導依頼	事実確認不能	その他
食中毒に関する情報	6	6				
腐敗・変敗、異物混入、表示、容器包装、有症苦情等の不良食品に関する情報	137		68	10	38	21
生産、製造、加工、流通、販売の各段階における食品及び生産設備等の取り扱いに関する情報	56		47	1	5	3
計	199	6	115	11	43	24

集計期間：平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで

※ 条例第１７条第１項

県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に適切な対応をするよう申出をすることができる。

Ⅳ　施策の提案

条例第１９条第１項において「県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる」と定めておりますが、平成２２年度中に県に提案された施策はありませんでした。

Ｖ　とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第２０条第１項に基づき設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

（第８回）

開催日：平成 22 年７月 29 日（木）
場　所：栃木県庁本館６階大会議室１
内　容：（１）食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2 期計画）素案について
（２）平成 21 年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果について
（３）県内における食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例について

（第９回）

開催日：平成 23 年１月 31 日（月）
場　所：栃木県庁本館６階大会議室２
内　容：（1）とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（平成 23 年度～27 年度）（案）について
（2）平成 23 年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）について
（3）県内における食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例について

（委　員）
次頁名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

（平成22年6月15日現在）

氏　　名	
いしい　はるお 石井　晴夫	東洋大学経営学部　教授
いま　かつえ 今　克枝	（有）那須高原今牧場　取締役専務
いわた 岩田　かおり	公　募
おおやま　ゆたか 大山　寛	栃木県農業士
おがわ　ようこ 小川　擁子	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会　会長
くぼ　いずみ 久保　泉	（社）栃木県栄養士会　会長
くろうち　かずお 黒内　和男	（株）下野新聞社　取締役主筆
こくぼ　やたろう 小久保　彌太郎	（社）日本食品衛生協会　技術参与
こたき　のぶみつ 小瀧　信光	県議会議員
すずき　のぶこ 鈴木　展子	㈱エルスコーポレーション副社長
たかはし　かつやす 高橋　勝泰	栃木県農業協同組合中央会　専務理事
たけうち　あきこ 竹内　明子	栃木県生活協同組合連合会　会長
ながお　よしかず 長尾　慶和	宇都宮大学農学部　准教授　（家畜繁殖生理学研究室）
なかむら　じろう 中村　次郎	（社）栃木県食品衛生協会　会長
なかむら　よしかず 中村　好一	自治医科大学（公衆衛生）　教授
はしもと　ゆきこ 橋本　由紀子	公　募
ふじさわ　ひでお 藤沢　秀雄	栃木県スーパーマーケット協会　監事
ますぶち　しょうじ 増渕　正二	（社）栃木県食品産業協会　会長
やまおか　みわこ 山岡　美和子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会　会長

（五十音順、敬称略）

◎用語解説

【あ】

○ＩＰＭ

ＩＰＭ（Integrated Pest Management：総合的病害虫・雑草管理）

総合的病害虫・雑草管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせて適切、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

○アレルギー物質含有食品

食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成１４年４月から、アレルギー物質を含む食品の表示が義務付けられました。

現在は、特定原材料「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の７品目が表示を義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして、「あわび、いか、いくら等」の１８品目についても表示が奨励されています。

【い】

○遺伝子組換え

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、種を越えた植物等の生物に組み込むことをいい、病気・害虫に強い品種改良により生産量の向上などが期待できます。

平成１３年４月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性に問題がないと判断されたもののみが国内で流通可能となっています。

【う】

○牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾病です。

牛のヨーネ病は、症状を示さないまま原因菌（ヨーネ菌）を排出する期間が長いことから、感染の拡大を防ぐための早期確定診断方法の開発が望まれています。

【え】

○エコファーマー

たい肥等有機質資材を活用した土づくりと化学肥料･農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式計画を知事から認定された農業者の愛称です。

○ＮＰＯ

民間非営利組織。広義では公益法人や協同組合などの互助的団体も含まれますが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多くなっています。

【か】

○家畜飼養衛生管理基準

生産段階における畜産物の安全性確保を図る観点から、家畜伝染病予防法において、家畜飼養管理の方法に関し、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守るべき基準として定められています。具体的には、安全な畜産物を生産するために、畜舎の清掃や消毒の励行等日常衛生管理を徹底し、家畜伝染性疾病の病原体の汚染を減らすことが重要なことから、そのために必要な飼養管理上の留意事項１０項目が規定されています。

○家畜の衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるＨＡＣＣＰ方式の確立を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の５畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方式になっています。

○学校給食衛生管理の基準

学校給食における衛生管理体制、食品の購入、食品の検収、調理過程、検食・保存食、配食・配送などの重要事項等を示したマニュアルです。

【け】

○健康づくり交流会

飲食店従事者と外食利用者の代表として食生活改善推進員が健康づくりについて意見交換を行い、県民の健康づくりを推進するための交流会です。

○県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は、生活衛生課です。

【し】

○ＧＡＰ（ギャップ）

ＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理手法）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。ＧＡＰを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品製造事業者等の信頼の確保が期待されます。

○収去検査

家畜防疫員や食品衛生監視員が工場や販売店に立ち入り、試験検査用として食品・飼料等を法律に基づき無償で持ち帰り検査することをいいます。

○飼養管理情報

家畜に給与した飼料や投与した薬品の履歴を牛の固体識別番号をもとに提供できる情報です。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している方です。

○食に関する指導の手引

学校において、食育を系統的、計画的に実施できるように、指導者向けに作成された手引きです。この手引きには、食に関する指導の意義、食に関する指導の年間指導計画、特色ある食に関する指導の実践例等が掲載されています。

○食品衛生指導員

食品衛生法に基づき、食品営業施設に立ち入りし、食品や帳簿類を検査し、試験に必要な食品などを収去するため、また食品衛生に関する指導をするため厚生労働大臣、都道府県知事等がその職員の中から任命した者です。医師、獣医師、薬剤師など、所定の資格が必要です。

○食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に関する自主的活動に協力的で、社会的信頼があり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者の中から知事が委嘱するもので、地域における衛生水準の向上のために、営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

○食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。原則として、１施設１名の設置が義務付けられています。

○食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。

栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を３年に１回以上受講することが義務づけられています。

○食品添加物

食品の製造の過程等で、食品に添加、混和すること等により、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために使用します。

食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

○食品表示１１０番

食品表示の適正化を図るため、広く県民から食品表示についての情報提供を受け付けるホットラインです。県くらし安全安心課（028-623-3242）の他、農業振興事務所７カ所に設置されています。

○人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することを言います。

【た】

○大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、ＨＡＣＣＰの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

【ち】

○地域農産物

地域内（最大で県内）で生産された農産物・水産物・特用林産物（きのこ等）及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

○地産地消

地域で生産された農産物を当該地域で消費しようという取組です。農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

【と】

○動物用医薬品

薬事法に基づく医薬品のうち、家畜（牛、豚、鶏等）や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。薬事法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

○特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、１回１００食以上又は１日２５０食以上の食事を供給する施設です。

○とちぎ健康２１協力店

県民の皆さんが外食するときに、自分に合った食事を選択したり、栄養や食生活に関する適切な情報が得られるよう、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、とちぎ健康づくり応援弁当の販売、健康情報発信、禁煙・分煙などに取り組む飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを「とちぎ健康２１協力店」として登録し、県民の健康づくりを支援しています。

とちぎ健康２１協力店のマーク

○栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導の内容を定めるものです。

本県における食品営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、5段階に分類しています。

○栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）

県内の食品事業者の衛生管理を推進させるため、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を認証する制度です。

県の指定した第三者機関が、認証基準を満たしているか審査して認証します。認証を取得した施設と認証施設で製造された製品には、右のマークを表示することができます。

とちぎハサップの認証マーク

○とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア（個人・団体・企業）のことです。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

○とちぎ食の安全・安心パートナー事業

とちぎハサップ認証事業者及びリスクコミュニケーションを積極的に推進している事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、官民協働による県民の食品安全知識の向上と食の安全・安心に関する理解促進を行う事業です。

活動内容としては、広告等における食品安全情報の掲載や、営業施設等において県が提供するポスターの掲示及びパンフレットの配置等、県民への積極的な食品安全情報の提供です。

○とちぎの食育元気プラン

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月、栃木県食育推進計画である「とちぎ食育元気プラン」を策定しました。

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を計画期間としています。

○とちぎの食材提供店

県内でとれた、おいしくて、安心な食材にとことんこだわった「とちぎの食材」を扱うお店を、(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定していましたが、現在は、「地産地消」を積極的に推進するお店を「とちぎの地産地消推進店」として認定しています。

○とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

○とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが貼付され、消費者に安心で信頼のおける農産物を提供しています。

○ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムとは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水による二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

○トレーサビリティシステム

トレース（Trace：足跡を追う）とアビリティ（Ability:できること）を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品の生産・流通経路及び所在等を記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにする仕組みです。

【の】

○農薬管理指導士・ゴルフ場農薬適正使用士

農薬販売者及び農薬使用者やゴルフ場で農薬を使用する者等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、その後に行う認定試験に合格した者を「農薬管理指導士」または「ゴルフ場農薬適正使用士」として認定しています。

「農薬管理指導士」「ゴルフ場農薬適正使用士」は、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減が図られるよう、指導的な役割を担っています。

○ノロウイルス

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルスです。かつては、ＳＲＳＶやノーウォーク様ウイルスと呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

酢ガキなどカキの生食により食中毒を起こす例があり、注意が必要です。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の予防のために重要です。

【は】

○ＨＡＣＣＰ（ハサップ）

（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析及び重要管理点）

一般的にハサップといい、原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

【ひ】

○ＢＳＥ

ＢＳＥ（Bovine Spongiform Encephalopathy：牛海綿状脳症）

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

【む】
○無承認無許可医薬品
医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有するもの、医薬品的な効能効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といいます。

【め】
○免疫賦活剤
動物や人の体が病気の原因になる細菌やウイルスに接触したときにそれを排除したり殺してしまったりする機能（自然免疫）を活性化して抵抗力を増強する物質のことです。

【や】
○薬剤耐性菌
薬剤（抗菌剤）に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の連用や過剰な使用が考えられています。薬剤耐性菌の発現を防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

【り】
○リスクコミュニケーション
リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、生産者、事業者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から、相互に食品のリスクについて情報や意見を交換し、皆が理解し、納得できるように話し合うことです。

○リスクコミュニケーター
リスクコミュニケーションを実施するため、リスク情報の送り手の立場で、消費者、事業者など様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にして、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人をいいます。